

令和8年

第5回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和8年3月13日（金）
開会 14時00分 閉会 14時55分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議 事

- 第57号議案 令和8年度福岡県教育施策実施計画の策定について
- 第58号議案 福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
- 第59号議案 福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則の制定について
- 第60号議案 福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定について
- 第61号議案 福岡県指定文化財の指定について
- 第62号議案 福岡県文化財保護審議会委員及び専門委員の人事について
- 第63号議案 県立学校事務職員の人事について
- 第64号議案 県立学校長の人事について
- 第65号議案 事務局等職員の人事について

2 報 告

- (1) 教育費予算に対する意見の申出について（令和7年度2月補正予算）（追加提案分）

【内 容】

1 出席者

教育長：寺崎雅巳
委員：堤康博、松浦賢長、西田久美

2 欠席者

久保竜二、池田早織

3 出席職員

副教育長 松永一雄、教育監 三澄妙子、理事兼教育総務部長 田中直喜、教育振興部長 日高吉三郎、副理事兼総務企画課長 綾部耕士、副理事兼教職員課長 中嶋健一、財務課長 佐々木正、文化財保護課長 豊村謙治、高校教育課長 古島裕太、教育政策推進室長 赤間寛人 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【寺崎教育長】

本日は所用により、久保委員及び池田委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から第5回教育委員会会議臨時会を開催します。

本日の案件につきましては、お手元の画面に表示しているとおりです。審議に入る前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 堤委員が挙手 >

【堤委員】

はい。第62号議案、第63号議案、第64号議案及び第65号議案につきましては人事に関する案件ですので、「非公開」とする発議をいたします。

【寺崎教育長】

ただいま、堤委員から「非公開」の発議がありましたので採決したいと思います。「非公開」とすることに賛成の方は挙手願います。

< 出席者全員が挙手 >

【寺崎教育長】

出席者全員賛成でございます。したがって、第62号議案、第63号議案、第64号議案及び第65号議案につきましては「非公開」にて審議することといたします。以上で非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて第57号議案、報告（1）、第58号議案から第61号議案を審議した後、非公開にて第62号議案から第65号議案を審議いたします。

それでは、第57号議案「令和8年度福岡県教育施策実施計画の策定について」を赤間教育政策推進室長、お願いします。

○第57号議案 令和8年度福岡県教育施策実施計画の策定について

【赤間教育政策推進室長】

第57号議案、令和8年度福岡県教育施策実施計画の策定についてでございます。

< 赤間教育政策推進室長が資料に沿って説明 >

【赤間教育政策推進室長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【松浦委員】

資料68ページに、「だから私は『県立高校』をえらぶ！」と記載がありますが、選ぶ主体となる小・中学生を対象に意向調査等による分析はしていますか。

【古島高校教育課長】

過去に意向調査をしたことはあります。その調査結果や今後の高校教育改革の流れもありますので、それらを踏まえて今後も分析を進めてまいります。

【松浦委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【堤委員】

資料66、67ページに予算概要が記載されていますが、こちらの予算の最終的な決定は3月末頃になるのでしょうか。

【赤間教育政策推進室長】

3月24日本会議での議決となります。

【堤委員】

わかりました。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

続いて、報告（1）「教育費予算に対する意見の申出について（令和7年度2月補正予算）（追加提案分）」を佐々木財務課長、お願いします。

○報告（１） 教育費予算に対する意見の申出について（令和７年度２月補正予算）
（追加提案分）

【佐々木財務課長】

報告（１）、教育費予算に対する意見の申出について（令和７年度２月補正予算）（追加提案分）でございます。

< 佐々木財務課長が資料に沿って説明 >

【佐々木財務課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については終了いたします。

続いて、第５８号議案「福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」を綾部総務企画課長、お願いします。

○第５８号議案 福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

【綾部総務企画課長】

第５８号議案、福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

< 綾部総務企画課長が資料に沿って説明 >

【綾部総務企画課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

続いて、第59号議案「福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則の制定について」を綾部総務企画課長、お願いします。

○第59号議案 福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則の制定について

【綾部総務企画課長】

第59号議案、福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則の制定についてでございます。

< 綾部総務企画課長が資料に沿って説明 >

【綾部総務企画課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

続いて、第60号議案「福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定について」を綾部総務企画課長、お願いします。

○第60号議案 福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定について

【綾部総務企画課長】

第60号議案、福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定についてでございます。

< 綾部総務企画課長が資料に沿って説明 >

【綾部総務企画課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

改正の概要の1つとして、「教育イノベーション推進課」が新設されるとのことですが、新設される課の部屋はどちらになるのでしょうか。

【綾部総務企画課長】

新設される課は、現在あります総務企画課の本室の中に設置する予定でございます。

【堤委員】

現在の総務企画課に併設するということですね。連携や情報交換の関係で何かお考えがあるのでしょうか。

【綾部総務企画課長】

現在、県庁全体で連携や情報交換をより強くするために新しい課の設置や課の統合等が行われているといった流れがございますので、将来的にはそこを見据えて進めてまいります。

【堤委員】

わかりました。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

続いて、第61号議案「福岡県指定文化財の指定について」を豊村文化財保護課長、お願いします。

○第61号議案 福岡県指定文化財の指定について

【豊村文化財保護課長】

第61号議案、福岡県指定文化財の指定についてでございます。

< 豊村文化財保護課長が資料に沿って説明 >

【豊村文化財保護課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

以前もお聞きしたかもしれませんが、福岡県の文化財として指定されることで発生する義務を教えてください。また、指定するにあたっては申請方式なのか、それとも県の方で情報収集をして指定するのか、それともその両方なのか教えてください。

【豊村文化財保護課長】

福岡県の文化財指定を受けると、所有者あるいは管理者の方に保存の義務が生じるため、毀損等に関しては届け出る必要が生じます。また、現状変更を加えようとした場合は、県の許可が必要となります。ただし、修理をする際や、保存のための防犯・防災の環境を整えようとする場合は、県から補助金を出すこともできます。その他、固定資産税の免除等もございます。

次に、指定にあたっての方法ですが、基本的には各市町村の教育委員会が所有者の同意を得て調査を行います。その調査結果は県や文部科学省にも共有されておりますので、その共有された情報を文化財保護審議会に常に伝えております。その後、文化財保護審議会にて調査・審議を行い、指定の見通しがあるものから順に答申がでるといったことになっております。

【堤委員】

わかりました。

【寺崎教育長】

文化財の指定は、年に何回や審議会ごとといった決まりがあるのでしょうか。

【豊村文化財保護課長】

例年、年度が明ける頃に各審議会の専門部会で実施している調査の進行具合を当課と情報共有し、確実的な調査の目途が立ったものを教えていただきます。そちらを候

補案件としまして、通常であれば夏頃から審議会で調査・審議を行い、2月頃に答申をいただきます。ただし、調査の案件によっては複数年かかるものもありますので、継続して調査しているものもございます。

【寺崎教育長】

ありがとうございます。
他にございませんか。

【松浦委員】

資料6ページの写真についてですが、こちら茅葺屋根を葺き替える際には、先ほど説明にあった県の許可が必要ということでしょうか。

【豊村文化財保護課長】

現状変更にあたりますので、県に計画を提出いただき許可を得たうえで、修繕することになります。

【松浦委員】

ありがとうございます。
もう1点、同じ資料6ページの写真には賽銭箱が置いていないようですが、写真を撮るために移動しているのですか。

【豊村文化財保護課長】

神社の構造を少しお伝えしますと、写真の上から順に、「本殿」「玉串殿」「拝殿」となっており、1番下の拝殿の写真を見ていただきますと、拝殿の奥に玉串殿と本殿が一直線に並んでおります。神社で拝む際は拝殿で拝みますので、拝殿の真ん中にある箱が賽銭箱になります。その後ろにある玉串殿には、神主さんがお祈りの際に玉串を納める場所となりますので、一般の参拝客は玉串殿には入れません。1番後ろにある本殿になりますと、なかなか人が近寄らない場所となっております。

【松浦委員】

よくわかりました。ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

< 以降非公開審議となった >

○第62号議案 福岡県文化財保護審議会委員及び専門委員の人事について

福岡県文化財保護審議会委員及び専門委員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○第63号議案 県立学校事務職員の人事について

県立学校事務職員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○第64号議案 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○第65号議案 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

(14:55)